

令和6年度 集団指導

～障害児系サービス編～

～対象サービス～

- ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援



練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



説明内容

1 事業所の支援プログラムの作成等について

2 人員の加配加算に係る基準人員について

1 事業所の支援プログラムの作成等 について

令和7年4月～
支援プログラム未公表減算

支援プログラムについて

令和6年4月1日より

- 総合的な支援の推進および事業所の提供する支援の見える化を目的として、新たに5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画（支援プログラム）の作成および公表が求められている。

対象サービス

- 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

5 領域とは...

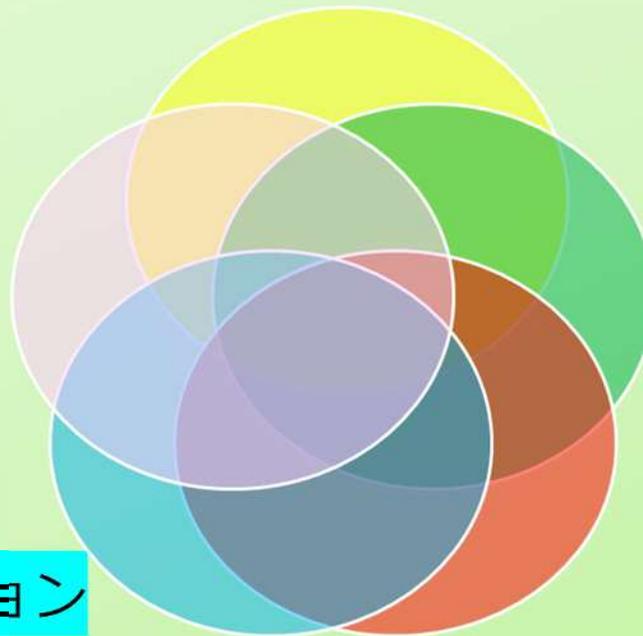
健康・生活

人間関係・社会性

運動・感覚

言語・コミュニケーション

認知・行動



5 領域についての詳しい解説は、「個別支援計画の作成について」の動画で解説しています。

個別支援計画の作成について



練馬区 福祉部
指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



支援プログラム作成の留意点

- 1 管理者や児童発達支援管理責任者のみで作成するのではなく、直接支援に従事する職員の意見も踏まえて作成すること。
- 2 複数の事業を一体的に行う多機能型事業所の場合には、それぞれの事業ごとに支援プログラムを作成すること。
- 3 以下の観点も踏まえて作成すること。
 - 全職員が、自事業所の理念や支援方針、提供する支援等について、共通理解を深めるための役割
 - 事業所の提供する支援内容の見える化により、支援を必要とするこどもや家族のサービス選択に資する役割

記載項目について

1 事業所における基本情報

事業所名
作成年月日
法人（事業所）理念
支援方針
営業時間
送迎実施の有無

記載項目について

2 支援内容

本人支援の内容と5領域の関連性
家族支援（きょうだいへの支援も含む。）の内容
移行支援の内容
地域支援・地域連携の内容
職員の質の向上に資する取組
主な行事

以上の項目を網羅した支援プログラムを作成すること。
事業所の判断により、別の項目を追記してもよい。

支援プログラムの公表および届出について

支援プログラム作成

インターネット
その他の方法により
公表

公表方法および公表内
容を都道府県に届出
(令和7年3月まで)

令和6年4月 ← 経過措置期間 → 令和7年3月

支援プログラム未公表減算について

支援プログラム作成



インターネットその他の方法で公表



都道府県に届出

令和7年4月以降
届出がされていない場合

支援プログラム未公表減算

令和6年4月 ← 経過措置期間 → 令和7年3月

経過措置期間中に、作成・公表し都道府県に届出をしてください。

支援プログラムの公表および届出について

年 月 日

支援プログラムの公表状況に関する届出書

法人名			
事業所名			
事業所番号			
サービスの種別	児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援
事業所所在地 (区市町村名)			
指定年月 (児童発達支援)	年 月	指定年月 (放課後等デイサービス)	年 月
指定年月 (居宅訪問型児童発達支援)	年 月		

【支援プログラムの公表状況】

公表の実施時期	年 月	
公表方法	① インターネット	② その他()
	①の場合は公表内容欄にURLを記載、②の場合は公表内容欄に詳細を記載	
公表内容		

備考1 支援プログラムの公表については、都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる点に留意下さい。

2 減算は、届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算する点に留意下さい。

3 都道府県に届出がされていない場合であっても令和7年3月31日までの間は減算されませんが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、速やかに取組を進める必要がある点に留意下さい。

「支援プログラムの公表状況に関する届出書」
東京都障害者サービス情報書式ライブラリーより

2 人員の加配加算に係る 基準人員について

(児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算)

放課後等デイサービスの基準人員

◆管理者

◆児童発達支援管理責任者 欠如

◆児童指導員または保育士である者
(機能訓練担当職員・看護職員)

- ・障害児10名までは2名以上
- ・障害児10名を超える場合は、

5またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

例：障害児11～15名では 3名以上



児童指導員等の配置が不適切であったケース

定員10名、常勤職員3名の事業所で、児童指導員等加配加算「児童指導員等を常勤で配置する場合」で届け出ているケース

基準
人員



A 児童指導員・常勤



B 保育士・常勤

+

加配
人員



C 保育士・常勤

しかし、やむを得ない事情で障害児を11名受け入れる日が3日ありました。当該日は、基準人員として、児童指導員等を3名配置する必要があります。

基準
人員



A 児童指導員・常勤



B 保育士・常勤



C 保育士・常勤

+

加配
人員

職員は常勤3名のため、C保育士を基準人員として配置しました。

そうすると算定はどうなるでしょう...

日付	1	2	3	4	5	29	30	31	4週の 合計勤務時間
A 児童指導員	8	8	8	8	8			8	8	8	160
B 保育士	8	8	8	8	8			8	8	8	160
C 保育士	8	8	8	8	8			8	8	8	160
利用者数	9	11	10	11	10			10	11	8	
基準人員数	2	3	2	3	2			2	3	2	
加配人員数	1	0	1	0	1			1	0	1	

基準人員
2名
加配人員
としては、
136時間



常勤職員が勤務する時間 週40時間

児童指導員等の配置が不適切であったケース

定員10名、常勤職員2名、非常勤理学療法士2名の事業所で、専門的支援体制加算を届け出ているケース

基準
人員



A 児童指導員・常勤 B 保育士・常勤

+

加配
人員



常勤
換算
1.0

C 理学療法士・非常勤 D 理学療法士・非常勤

しかし、やむを得ない事情で障害児を11名受け入れる日が5日ありました。当該日は、基準人員として、児童指導員等を3名配置する必要があります。

基準
人員



A 児童指導員・常勤 B 保育士・常勤 C または D 理学療法士・非常勤

+

加配
人員

定員を超えた日は、C理学療法士またはD理学療法士を基準人員として配置しました。

そうすると算定はどうなるでしょう...

日付	1	2	3	4	5	29	30	31	4週の 合計勤務時間	
A 児童指導員	8	8	8	8	8			8	8	8	160	} 基準人員 2名
B 保育士	8	8	8	8	8			8	8	8	160	
C 理学療法士	8		×		8			×		8	96	} 120時間 常勤換算 0.75名
D 理学療法士		×		×					×		64	
利用者数	9	11	11	11	10			11	11	8		
基準人員数	2	3	3	3	2			3	3	2		
加配人員数	1	0	0	0	1			0	0	1		

常勤職員が勤務する時間 週40時間



まずは基準人員の配置を確認

- ◆ 加配加算は、支援強化に対する手厚い配置への評価である。
- ◆ 基準人員に加えて配置した場合に算定できることを忘れずに。
- ◆ その上で、適切に配置できた場合は算定する。
- ◆ 適切に配置できない場合は算定しない。

そして基準人員の配置を管理

勤務形態一覧表を加工して、人員配置が適切にできているか管理している事業所もあります。

各職員の枠に「基（基準人員）」、「専（専門的支援体制加算）」といったように記入し、管理している例もあります。

職種	勤務形態 (専従・兼務/ 常勤・非常 勤)	氏名	第1週							第2週						
			1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	7 日	8 月	9 火	10 水	11 木	12 金	13 土	14 日
児童指導員	常勤・専従	A	基1	基1	基1	基1	基1			基1	基1	基1	基1	基1		
保育士	常勤・専従	B	基2	基2	基2	基2	基2			基2	基2	基2	基2	基2		
理学療法士	非常勤・専従	C	専		基3		専			専		専		専		
理学療法士	非常勤・専従	D		基3		基3					専		専			
利用者数			9	11	11	11	10			9	8	10	10	9		
基準人員			2	3	3	3	2			2	2	2	2	2		
加配人員			○	×	×	×	○			○	○	○	○	○		



定員超過は基準条例違反です。

(定員の遵守) 都条例第139号 第38条



基準は遵守しましょう。

関係法令等①

～ 法令 ～

児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則

～ 指定基準・運営基準 ～

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

【[都条例第139号](#)】

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

【[都規則第167号](#)】

～ 解釈通知等 ～

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

【[障発第0330第12号](#)】

～ 報酬告示 ～

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準【[厚生労働省告示第122号](#)】

関係法令等②

～留意事項通知～

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【[障発第0330第16号](#)】

～参考～

- 児童発達支援ガイドライン【令和6年7月】
放課後等デイサービスガイドライン【令和6年7月】
保育所等訪問支援ガイドライン【令和6年7月】
令和6年度障害福祉サービス報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について 【令和6年3月 子ども家庭庁支援局障害児支援課】
- 令和6年度障害福祉サービス報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について（別紙1）個別支援計画の記載のポイント（別紙2）個別支援計画の記載のポイント 参考様式版 【令和6年3月 子ども家庭庁支援局障害児支援課】
- 児童発達支援等ガイドライン（概要）詳細版【令和6年7月 子ども家庭庁】